

荒廃した農地にオリーブの植樹を考えている方へ… オリーブ振興推進補助金 をご利用になりませんか？

1 農地再生補助

● 補助対象者

本市に居住する個人又は団体とする。

● 補助対象地

- ・1年以上耕作せず、荒廃した農地
- ・オリーブの植栽を条件として整備し、3年以上耕作を継続予定の農地
- ・すでに同種の補助金を受けていない農地

● 補助対象経費

- ・整地・抜根

	機器リース料	人件費(作業費)	備考
本人(グループ)	全額	3,000円/日	要領収書
外注(建設会社等)	全額	全額	要領収書

・土壤改良

肥料・有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等に係る経費

・消耗品等

対象 機器燃料費、草刈り機本体及び替え刃(新品の物に限る)

対象外 機器類及び本目的外でも活用できる物(例:耕耘機、動噴等)

※この他の消耗品については、適宜検討する。また、上記経費を証明するための領収書が必要。

● その他

事後申請も可能だが、当該農地が荒廃していたことを確認できる写真が必要。

● 補助率・限度額

整地・抜根	8/10以内	100,000円/10a(1年度のみ)
土壤改良	8/10以内	50,000円/10a(最大2年度)

2 栽培補助

● 補助対象者

本市にある農地でオリーブを栽培している、又は栽培を始めようとする者

● 補助対象経費

オリーブの倒伏防止等のための支柱等の設置に係る経費
(支柱固定用の針金、緑化シート、シュロ縄等を含む)

(1) 成木倒伏防止

樹高が1.5m以上が対象

支柱は直径6cm以上の材木、又は同程度の強度があるもの

(2) 上記以外の倒伏防止

苗木植樹時等の支柱

※ 上記経費を証明するための領収書が必要。

● 補助率・限度額

(1) 成木倒伏防止 8/10以内 50,000円/10a

(2) 上記以外 8/10以内 15,000円/10a

3 産業振興補助

● 補助対象者

本市に住所又は事業所を有する者、又は本市と農業参入に関する協定を締結した者

● 補助対象経費

(1) オリーブ事業に関する施設及び設備の整備に係る経費

(2) オリーブ事業の技術習得、商品開発、販路開拓等に係る経費

● 補助率・限度額

1/2以内 5,000,000円

● その他

事業内容については、事前の協議が必要

同一経費への補助は、1事業者につき2年度以内

お問い合わせ先

江田島市役所 農林水産課 オリーブ振興室
〒737-2297

広島県江田島市大柿町大原505番地

TEL:0823-43-1643 FAX:0823-57-4432

E-mail nousui@city.etajima.hiroshima.jp
